

## 福島県産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業実施要領

### 1 目的

産業廃棄物の適正な処理を進めるには、廃棄物の処理の仕組みや産業廃棄物処理施設等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項又は福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成15年福島県条例第17号。）第32条第1項の許可を福島県知事（法については福島県内の中核市の長を含む。）より受けている施設をいう。以下「処理施設」という。）の役割について、広く住民等の理解を得ることが重要である。

このため、産業廃棄物処理業者（法第14条第6項又は法第14条の4第6項の許可を福島県知事（福島県内の中核市の長を含む。）より受けている事業者をいう。以下「処理業者」という。）が住民等に対し、「処理施設」を積極的に公開し、または子どもへの環境教育等を実施するなど、産業廃棄物の処理に関する理解促進を図る取り組みを行うことに対して補助を行う。

### 2 事業の内容

#### (1) 補助対象事業

##### ア 理解促進環境整備事業

処理施設に対する理解の促進を目的として当該施設に係る見学コースや視聴覚設備等を整備する事業

##### イ 住民理解促進事業

処理施設に対する住民等の理解を深めることを目的として、当該施設を活用し、産業廃棄物の適正処理に関する環境教育等の普及啓発等を実施する事業

#### (2) 補助対象者

福島県内に処理施設を設置している処理業者

#### (3) 補助事業要件

##### ア 理解促進環境整備事業

- ・ 処理施設に対する理解の促進につながる事業であること。
- ・ 先進性があり、他の処理業者への波及効果が期待できるものであること。
- ・ 単なる施設整備や営利目的ではないこと。
- ・ 他の補助制度を活用する事業でないこと。

##### イ 住民理解促進事業

- ・ 処理施設に対する住民等の理解を深めることにつながる事業であること。
- ・ 先進性があり、他の処理業者への波及効果が期待できるものであること。
- ・ 単なる事業活動のPRや営利目的ではないこと。
- ・ 他の補助制度を活用する事業でないこと。

#### (4) 補助率・補助金額

##### ア 理解促進環境整備事業

補助額 3,000千円以内 補助率 2／3以内

##### イ 住民理解促進事業

補助額 500千円以内 補助率 1／2以内

#### (5) 補助対象経費

##### ア 理解促進環境整備事業

- ・ 補助事業を実施するために必要な器具の購入、据付け、又は改良に要する経費（説明場所の机、いす、スクリーン、プロジェクター等）

- ・補助事業を実施するために必要な構築物の建造、改良、購入に要する経費（見学用の手すりや窓、施設模型、展示物、掲示板等）
  - ・その他補助事業を実施するために必要な経費
- イ 住民理解促進事業
- ・補助事業を実施するために必要な消耗品費、原材料費、印刷製本費（ヘルメット、手袋、長靴、マスク、実験用原材料、パンフレット作成等）
  - ・その他補助事業を実施するために必要な経費

(6) 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までとなります。

3 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた者は、以下の条件を守らなければならない。

- (1) 交付決定後、補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に、知事に事業計画変更承認申請書又は事業の中止（廃止）承認申請書を提出し、その承認を得ること。
- (2) 12月31日までの補助事業の実施状況について、実施状況報告書を作成し、1月10日までに知事に提出すること。
- (3) 補助事業を完了した場合は、速やかに補助事業実績報告書を作成し、知事に提出すること。
- (4) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（注1）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (5) 補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。（注2）  
また、知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得ること。  
当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

（注1）見積書、相見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書、請求書、手形、領収書、会計帳簿等を整理すること。

（注2）他への用途への使用は不可。採択を受けた事業の目的以外の用途への転用はできない。

4 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。